

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物に係る認定を次のとおり行いました。

その関係図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において一般の縦覧に供します。

平成二十二年一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 認定番号

建第五九―二号

二 認定年月日

平成二十一年十二月二十五日

三 一団地の区域

北葛城郡広陵町大字安部二一四番三の一部、二一五番三の一部、二一七番三の一部、二一八番三の一部、二二一番一の一部、二二三番一、二二四番一、二二四番三、二二六番一、二二六番二、二二六番五、二二六番六、二二六番七、二二七番一、二二七番三、二二八番一、二二八番三、二二九番一、二二九番二、二二九番三、二二九番五、二三〇番一、二三〇番三、二三一番一、二三一番三、二三二番一、二三二番三、二二三番一、二二三番四、二三四番、二三六番一、二三七番、二三八番一、二四〇番一、二四一番一、二四一番三、二六五番一、二六六番一、二六七番一、二六八番一、二六九番一、二七〇番一、二七一番一、二七二番一、二七三番一、四四六番一、四四七番一、四四八番一、四四九番一、四五〇番一、四五二番一、四五二番四、四五三番一、四五三番三、四五三番四、四五三番五、四五三番六、四六四番三の一部、四六五番一の一部、一七〇七番、一七〇九番、一七一一番一、一七一二番一、一七二三番、一七一四番、一七一五番、一七一六番及び一七一七番